

トレックス・セミコンダクター
コーポレートガバナンス・ガイドライン

2015年12月14日 制定
2016年6月23日 改定
2018年12月14日 改定
2021年12月15日 改定

第1章 総則

(目的)

第1条 本ガイドラインは、トレックス・セミコンダクター株式会社（以下「当社」という。）が、次に掲げる「企業理念」の実現を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社のコーポレートガバナンスの基本的な枠組みと方針について定めるものである。

『企業理念』

常に豊かな知性と感性を磨き、市場に適応した価値ある製品を創出し、豊かな社会の実現と地球環境の保全に貢献するとともに、私たちの事業に携わるすべての人々が共に繁栄することを企業の理念とする。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、企業理念に基づき、株主の権利を尊重し、企業としての社会的責任を果たしつつ、企業価値の向上を図っていくため、コーポレートガバナンスを経営の重要課題の一つと認識し、その充実に継続的に取り組む。

【基本方針】

- (1) 株主の権利・平等性の確保
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保
- (4) 取締役会の責務の遂行
- (5) 株主との対話

(定義)

第3条 本ガイドラインにおける用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 経営陣 …… 業務執行取締役及び執行役員
- (2) 主要株主 …… 10%以上の議決権を有する株主

第2章 株主との関係

(株主総会)

第4条 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の権利を尊重し、少数株主や外国人株主を含む全ての株主が適切な権利の行使と平等性を実質的に確保できるよう、株主総会における権利行使その他株主の権利行使に係る環境の整備に努める。

2. 取締役会は、株主総会において会社提案議案に20%以上の反対票が集まった場合、反対の理由と当該反対票が集まった原因について分析し、以後の対応の要否について検討を行う。
3. 当社は、取締役会がコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たしているか否かを慎重に検討した上で、経営判断の機動性・専門性に資するため、株主総会決議事項の一部を取締役に委任する。
4. 当社は、株主総会の招集通知に関し、株主が議案を十分に検討できるよう、記載する情報の正確性を期しつつ、早期発送に努めるとともに、招集通知に記載する内容を東京証券取引所及び当社のウェブサイトにて速やかに公表する。
5. 当社は、定時株主総会の日程に関し、いわゆる第一集中日を外して設定するよう努める。
6. 当社は、すべての株主が適切に議決権を行使できるよう、議決権電子行使プラットフォームの採用や招集通知の英訳など、議決権行使環境の整備を図る。
7. 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合、信託銀行等と協議等を行い対応する。

(資本政策の基本的な方針)

第5条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、資本効率の向上を図りつつ、株主還元の充実と株主資本の確保に努めることを資本政策の基本的な方針とする。

2. 当社は、株主への利益配分について、戦略的投資による成長力の向上を図りつつ、当社を取り巻く経営環境並びに中長期の連結業績及び株主資本利益率の水準を踏まえて実施していくこととする。配当については、業績水準を反映した利益配分と、安定的かつ継続的な株主還元の拡充として株主資本配当率等を考慮して実施する。
3. 取締役会は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合、既存株主の権利を不当に害することのないよう、当該資本政策の必要性・合理性を検証し、適正な手続を踏まえた上で、株主に十分な説明を行う。

(政策保有株式の基本的な方針)

第6条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、取引先との業務の円滑な推進を図るため、政策保有株式として取引先の株式を保有する。

2. 取締役会は、毎年、政策保有株式の保有のねらい及び合理性について検証し、保有の妥当性が認められない場合は、縮減するなど見直しを検討する。
3. 当社は、政策保有株式の議決権の行使に関し、株主総会招集通知に記載された議案とその内容について、株主価値を毀損する可能性の有無を精査した上で、その賛否を判断する。
4. 当社は、政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げない。
5. 当社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行わない。

(買収防衛策について)

第7条 当社が買収防衛策を導入する場合は、取締役及び経営陣の保身を目的とするものでないことを前提とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するか否かという見地から検討し、その必要性・合理性及び手続の適正性について、株主に十分な説明を行う。

2. 当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会として適法かつ適正に意見表明報告書を提出する。

(関連当事者との取引について)

第8条 当社の取締役は、会社法に基づく取締役会の承認を得なければ、利益相反取引及び競業取引を行ってはならない。

2. 取締役会は、毎年、取締役またはその近親者と当社または当社子会社との取引に関する調査を実施し、監視を行う。
3. 当社は、主要株主等と当社または当社子会社の取引が生じる場合には、社内規則に基づき重要な取引または定型的でない取引については、取締役会において事前に取引条件及びその決定方法を踏まえて審議し、可否を決定する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

(様々なステークホルダーとの協働)

第9条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主、顧客、取引先、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識し、良好かつ円満な関係の維持・強化に努める。

2. 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の基礎となる経営理念を策定し、これを踏まえた取締役及び従業員が従うべき「TOREX 企業行動規準」を定め、その遵

守を図る。

(サステナビリティを巡る課題への取組)

第10条 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行う。

2. 取締役会は、サステナビリティを巡る課題への対応は、重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取組みを行う。
3. 取締役会は、当社のサステナビリティを巡る取組みについての基本姿勢としてサステナビリティに関する基本方針を定め、その取組みを踏まえた経営戦略の実行が、当社の持続的な成長に資するよう監督を行う。

(多様性の確保)

第11条 当社は、人材の多様性が当社の持続的な成長の確保に資するとの見地から、女性の活躍促進を含む人材の多様性の確保に向けた取組を推進する。

2. 当社は、様々な個性や価値観を持つ従業員が、個々の能力を十分に発揮できるよう、性別・国籍・職歴等の多様性を尊重し、人材育成及び社内環境整備の充実を図る。

(内部通報体制)

第12条 当社は、当社及び当社子会社の従業員等が、不利益や情報提供の事実の開示を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えるための体制を整備する。

2. 取締役会は、内部通報体制の整備と運用状況の監督を行う。

第4章 コーポレートガバナンス体制

(取締役会の役割・責務)

第13条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務とする。

2. 取締役会は、前項の役割・責務を果たすため、経営戦略及び経営計画についての建設的な議論と経営陣の適切な業務執行を支える環境の整備を行うとともに、取締役・経営陣を適切に監督する。
3. 取締役会は、経営陣の管掌職務を決定するとともに、取締役会決議事項以外の事項については、当社規程に基づき決裁権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図る。
4. 取締役会は、中期経営計画の達成に向けて最善の努力を行う。目標に対する進

捗状況に応じて対策を講じ、目標を修正する場合や中期経営計画が未達に終わった場合、原因分析を十分に行い、株主に説明するとともに、次期以降の計画への反映を図る。

5. 代表取締役社長等の後継者計画については、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会が社長より後継者候補の要件や育成について十分な報告を受け、意見交換を行い、その内容について取締役会は適切に監督する。
6. 取締役会は、経営陣から取締役会で決議すべき事項について提案があった場合、その理由や背景について精査し、合理的な意思決定を行い、経営陣の迅速・果敢な意思決定を支援する。
7. 取締役会は、経営陣の報酬について、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを考慮して設定する。
8. 取締役会は、会社の業績等の評価を行い、その評価を公正かつ透明性の高い手続に従い、経営陣の人事に反映する。
9. 取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、グループ全体の内部統制やリスク管理体制を構築・整備し、内部監査部門を活用してその運用状況を監督する。

(監査等委員会の役割・責務)

- 第14条 監査等委員会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たす。
2. 監査等委員会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との機動的な意見交換等を通じた連携を図る。

(独立社外取締役)

- 第15条 独立社外取締役は、自らの知見に基づき、経営方針や経営改善についての助言を行うとともに、中立的・客観的な立場から経営陣の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営を監督する。
2. 独立社外取締役は、独立した客観的な立場に基づき情報交換・認識共有を図るとともに、経営陣との連絡・調整や監査等委員会との連携に係る体制整備を図る。
 3. 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する上で、独立社外取締役の員数や取締役会における構成比を含めて、当社の企業規模や経営環境に見合った、最適かつ最良のコーポレートガバナンス体制のあり方を検討し続ける。
 4. 取締役会は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において

定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役の独立性判断基準を別紙1のとおり定める。

(機関設計)

第16条 当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用する。

2. 当社は、取締役及び経営陣の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に過半数を独立社外取締役にて構成する独立した指名報酬委員会を設置する。
3. 取締役会は、十分な審議と迅速な意思決定が行える規模を踏まえて、性別・国籍・職歴・年齢の区別なく、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを備えた多様な人材で構成する。
4. 取締役会は、前項の知識・経験・能力のバランス及び多様性を確保するため、3分の1以上の独立社外取締役を選任する。また、独立社外取締役には、会社経営の経験を有する者を1名以上選任することを基本とする。
5. 監査等委員会には、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任する。
6. 取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性を分析・評価し、その結果の概要を開示する。
7. 取締役会は、審議の活性化を図るため、開催日程を適切に設定し、審議に必要な資料その他の情報が取締役に対し適切に提供されるように努める。

(指名決定の方針及び手続)

第17条 取締役会は、取締役候補者の指名にあたり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献する人材を選任するという観点から、取締役候補者の指名に関する方針を別紙2のとおり定める。

2. 取締役会は、取締役候補者の指名にあたり、本条第1項の方針を踏まえ、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性と適正規模を考慮し、指名報酬委員会における審議を経て決定する。監査等委員である取締役の指名は、監査等委員会の同意を得るものとする。
3. 取締役会は、代表取締役には、本条第1項の方針に加え、当社の企業理念と持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向けて、構想力と実行力、果敢な決断力と胆力を備え、様々なステークホルダーとの適切な協働を図りながら、当社グループ全体を鼓舞しつつ牽引することができる者を選定する。
4. 代表取締役の選定は、指名報酬委員会において会社業績等の適切な評価を踏まえた審議を行い、同委員会の審議内容を踏まえ、取締役会が決定する。
5. 取締役会は、会社業績等の適切な評価を踏まえ、代表取締役がその機能を十分発揮していないと認められる場合や職務執行上の不正行為、法令違反または定款

違反行為があった場合、当社の企業価値を著しく毀損させた場合、その他能力・資質・実績を総合的に勘案し必要と認められる場合、指名報酬委員会の審議内容を踏まえ、当該代表取締役の解任の可否を決定する。

(報酬決定の方針及び手続)

- 第 18 条 当社の取締役報酬の考え方は、当社グループの企業理念に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する健全なインセンティブとして機能させることを目的とする。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等としての役員賞与（金銭報酬）及び非金銭報酬等としての株式交付信託による株式報酬により構成する。
 3. 取締役会は、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額については、株主総会の決議により承認された報酬限度の範囲内で代表取締役に一任する。代表取締役は、指名報酬委員会の答申内容を尊重し、監査等委員会の意見を踏まえて決定する。
 4. 監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬(金銭報酬)とし、株主総会の決議により承認された報酬限度の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

(取締役等の支援体制)

- 第 19 条 当社は、取締役会及び監査等委員会の円滑な運営のため取締役会事務局及び監査等委員会事務局を設置し、開催予定及び議題を適切に設定し、審議に必要な資料等を適切に提供することによって、取締役会及び監査等委員会が十分な審議を行える環境を整える。
2. 取締役は、必要に応じて会社の費用において外部の専門家の助言を得る。
 3. 当社は、内部監査部門による監査計画、監査結果等について、取締役及び監査等委員会と意見交換を行う等、相互の連携を図る。

(取締役のトレーニング)

- 第 20 条 当社は、個々の取締役に適合したトレーニングの機会を確保し、その費用の支援を行う。
2. 当社は、新任取締役に対して、就任前の当社事業環境、経営方針、財務及び組織、取締役に求められる役割と責務等への理解を深める機会を提供し、また、就任後も必要に応じて個々の取締役の知識・経験・専門性に応じたトレーニングの機会を提供する。

(外部会計監査人)

- 第 21 条 当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識

- し、適正な監査の確保に向けた対応を協同して実施する。
2. 監査等委員会は、外部会計監査人の評価基準を策定し、独立性及び専門性についての確認を行う。
 3. 取締役会及び監査等委員会は、外部会計監査人の適切な監査を図るため、以下の対応を実施する。
 - ① 高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保する。
 - ② 外部会計監査人と社長及び経理担当取締役との定期的な面談の機会を提供する。
 - ③ 外部会計監査人と監査等委員会及び内部監査部門との十分な連携を確保する。
 - ④ 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、経理担当取締役が中心に対応し、監査等委員会が対応状況を確認する。

第5章 情報開示方針

(適切な情報開示)

- 第22条 当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの良好な信頼関係を維持・発展させるため、財政状態・経営成績等の財務情報に加え、経営戦略、経営計画、取締役及び経営陣に関する情報、サステナビリティへの取組みに関する情報、人的資本や知的財産への投資に関する情報、リスク情報等の有用性の高い情報を主体的に発信し、開示する情報が利用者にとって付加価値の高い記載となるように努める。
2. 当社は、必要な範囲において英語での情報の開示・提供に努める。
 3. 当社は、中期経営計画の公表に当たって、収益計画・資本政策の基本方針及び収益力・資本効率に関する目標を提示し、その実現に向けた施策について説明する。

(株主との建設的な対話)

- 第23条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話を行うための方針を以下のとおり定める。
- ① 株主との対話全般について社長を最高責任者とし、IR担当役員が面談に臨むことを基本に、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣及び社外取締役を含む取締役がこれにあたるものとし、経営企画室が窓口となって対話の申込みに対応する。
 - ② 経営企画室が経理部、総務部その他適宜関連する部門との連携を図る。
 - ③ 機関投資家向け決算説明会を定期的実施し、個人投資家向けの会社説明会

等を適宜実施する。

- ④ 株主の意見・懸念を把握した場合、経営企画室がこれを取りまとめて経営陣及び取締役会にフィードバックする。
- ⑤ インサイダー情報については、法令及び社内規程に基づき管理する。

以上

独立社外取締役の独立性判断基準

当社が指定する独立社外取締役の独立性判断基準は、以下のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 現在又は過去において、当社又は当社子会社の業務執行者であった者
- (2) 当社の大株主又はその業務執行者
- (3) 当社が大株主となっている者の業務執行者
- (4) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (5) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (6) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士又は弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- (7) 配偶者又は二親等内の親族が上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者
- (8) 過去3年間において、上記（2）から（7）までのいずれかに該当していた者
- (9) 上記（1）から（8）の定めに関わらず、当社と利益相反関係が生じうる事由が存在すると判断される者

以上

取締役候補者の指名に関する方針

取締役会は、取締役候補者を選任するにあたっての基準として、次の要件を定める。

- (1) 当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する能力を持ち、積極的に貢献することに対する高い意識を有していること
- (2) 人望、品格に優れ、高い倫理観を有し、遵法精神に富んでいること
- (3) 職務遂行上、心身ともに健康に支障がないこと
- (4) 客観的な判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- (5) 半導体に関する知見をはじめ、出身分野における高度な専門知識や豊富な経験を有していること
- (6) 職務遂行を行うための十分な時間を確保できること
- (7) 会社法に定める欠格事由に該当しないこと
- (8) 社外取締役候補者にあつては、当社が指定する独立社外取締役の独立性判断基準を満たし、企業経営の経験を有する、あるいは財務会計、企業法務等の知識や経験を有すること
- (9) 監査等委員である取締役候補者にあつては、企業経営の経験を有する、あるいは財務会計、企業法務等の知識や経験を有すること

以上